

岩手県告示第659号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成20年9月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 共栄建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字滑100番地

ウ 代表者の氏名 小澤満

エ 許可番号 岩手県知事許可（般・特-15）第60095号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

イ 期間 平成20年9月16日から同年9月22日までの7日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者は、県南広域振興局長発注の経営体育成基盤整備事業増沢東部地区第7号工事において、元請負人として施工不良工事を行った。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

2(1) 処分をした年月日 平成20年9月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸正建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5

ウ 代表者の氏名 阿部美紀子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般・特-16）第7494号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

イ 期間 平成20年9月16日から同年9月22日までの7日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者は、県南広域振興局長発注の経営体育成基盤整備事業増沢東部地区第7号工事において、下請負人として施工不良工事を行った。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。